

○経済産業省令第六号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十日

経済産業大臣 齋藤 健

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(認定手続)

第四条の二 「略」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 七の二 「略」

七の三 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー

ギー発電事業が次条に定める要件に該当する

場合は、第四条の二の三第一項に定める措置

を実施したことを証するために必要な報告書

その他の書類

改正前

(認定手続)

第四条の二 「略」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 七の二 「略」

「新設」

八〇十 「略」

3・4 「略」

（法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める要件）

第四条の二の二 法第九条第二項第七号の経済産

業省令で定める要件は、当該認定の申請に係る

再生可能エネルギー発電事業が、出力が十キロ

ワット未満の太陽光発電設備若しくは屋根設置

太陽光発電設備を用いるものでないこと又は海

洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海

域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律

第八十九号。以下「再生可能エネルギー海域利

八〇十 「略」

3・4 「略」

〔新設〕

用法」という。)第十三条第二項第十号に規定する選定事業者(以下「選定事業者」という。

が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係るものでないこととする。

(法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める措置)

第四条の二の三 法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める措置は、次の各号に掲げる場合に
応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。

一 次に掲げる場合のうちいずれかに該当する

〔新設〕

場合 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に関する説明会（以下「説明会」という。）の開催

イ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット以上である場合

ロ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット未満であつて、当該再生可能エネルギー発電設備の設置の場所が次の(1)から(3)までに掲げる区域のいずれかに属する場合

(1) 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に第四条の二第

二項第七号の二イからホまでに掲げる許可等の処分が必要となる区域

(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項により指定された土砂災害警戒区域その他急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある区域

(3) 自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的として条例により指定された地域

ハ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット未満であつて、申請者又は資本関係等において当

該申請者と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）が当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業を実施する場所（以下「実施場所」という。）の敷地境界線からの水平距離が百メートル以内の範囲に設置し、又は設置しようとする他の再生可能エネルギー発電設備（法第九条第一項の申請又は同条第四項の認定に係るものに限る。）の出力と、当該再生可能エネルギー発電設備の出力との合計が五十キロワット以上の場合（ロに掲げる場合を除く。）

二 その他の場合 説明会の開催又は当該認定

の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に
関する事前周知措置（以下「事前周知措置」
という。）の実施

2

説明会は、次の各号に掲げる要件を満たすも
のとする。

- 一 実施場所の敷地境界線からの水平距離が次
のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞ
れイからハまでに定める範囲内に居住する
者、実施場所に隣接する土地及びその上にあ
る建物を所有する者並びに実施場所を管轄す
る市町村長が必要と認める者（以下この項に
おいて「周辺地域の住民」という。）に対し
て開催すること。
-

イ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー

―発電設備の出力が五十キロワット未満の

場合 百メートル

ロ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー

―発電設備の出力が五十キロワット以上の

場合（ハに掲げる場合を除く。） 三百メ

ートル

ハ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー

―発電事業が環境影響評価法（平成九年法

律第八十一号）第二条第二項に規定する第

一種事業に該当する場合 一キロメートル

二 説明会の開催を予定する日時及び場所を定

め、これらを説明会の開催を予定する日の二

週間前までに、周辺地域の住民に対して、次のイ又はロの方法及び経済産業大臣に必要な情報を提供する方法により通知すること。

イ 投函又は戸別訪問により書面を配布する方法

ロ 回覧板又は関係する地方公共団体の協力を得て当該地方公共団体の公報若しくは広報誌へ掲載する方法

三 申請者が、次に掲げる項目（認定事業者が第八条の二に規定する重要な事項を変更しようとするときであつて、既に開催した説明会又は実施した事前周知措置があるときは、当該説明会又は事前周知措置において説明又は

周知した項目から変更があったものに限る。

）について必要かつ適切な説明をすること。

イ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー

― 発電事業計画の概要

ロ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー

― 発電事業に係る関係法令（条例を含む）。

）の規定の遵守に関する事項

ハ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー

― 発電設備を設置する場所についての所有

権その他の使用の権原の取得に関する事項

ニ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー

― 発電設備の設置のための工事の概要

ホ 申請者の関係者（主な出資者を含む。）

に関する事項

へ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー

ー発電事業が周辺地域の安全、良好な景観、自然環境及び生活環境に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容

ト 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー

ー発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項

チ 認定事業者が第八条の二に規定する重要

な事項を変更しようとするときは、認定計

画に係る再生可能エネルギー発電事業の実

施に当たって地方公共団体等との間で締結

した協定等の承継その他の円滑かつ確実な

事業継続に関する事項

四 質問及び意見（以下「質問等」という。）

に回答するための質疑応答の機会を確保すること並びに当該申請者が当該質問等に誠実に対応すること。

五 説明会の内容を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録し、当該記録媒体を交付期間又は調達期間が終了するまでの間適切に保管すること。

六 説明会の開催後に質問等の提出先を定め、二週間以上の期間において質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して書面をもって誠実に回答すること。

七 次のイからホまでに掲げる場合に応じて、

それぞれイからホまでに定める時期に開催すること。ただし、認定事業者が第八条の二に規定する重要な事項を変更しようとするときは、ホに定める時期に開催すること。

イ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー

―発電事業計画の実施に第四条の二第二項第七号の二イからホまでに掲げる許可等の処分のうちいずれかを必要とする場合 次に定める全ての時期

(1) 当該許可等の処分の申請までの時期

(2) 当該許可等の処分を受けた後、当該認

定の申請の日の三月前までの時期

ロ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー

―発電事業が環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合 次に定める全ての時期

(1) 同法第三条の三第一項の計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の作成の日前までの時期（法律の規定により配慮書の作成を要しない場合にあつては、この限りでない。）

(2) 同法第三条の五の規定により環境大臣が意見を述べた日（環境大臣が意見を述べなかつた場合にあつては、同条の政令で定める期間が満了する日）又は同法第

三条の六の規定により主務大臣が意見を述べた日（主務大臣が意見を述べなかつた場合にあつては、同条の政令で定める期間が満了する日）のいずれか遅い日後、当該認定の申請の日の三月前までの時期（法律の規定により配慮書の作成を要しない場合にあつては、当該認定の申請の日の三月前までの時期）

(3) 同法第二十七条の規定による公告後、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の設置のための工事に着手するまでの時期

ハ 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー

一 発電事業について条例に基づく環境影響
評価の対象となる場合 ロ(1)から(3)までに
定める時期にそれぞれ準ずる全ての時期

二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー

一 発電事業計画の実施に自然環境の保全又
は良好な景観の保全を目的として条例によ
り定められた許可等の処分又は届出を必要
とする場合 次に定める全ての時期

(1) 当該認定の申請の日の三月前までの時
期

(2) 当該許可等の処分又は届出の後、当該
認定の申請に係る再生可能エネルギー発
電設備の設置のための工事に着手するま

での時期（①の時期に開催される説明会
までに、当該許可等の処分又は届出があ
った場合は、この限りでない。）

ホ イから二までに掲げる場合のいずれにも
該当しない場合 当該認定の申請の日の三
月前までの時期

3 事前周知措置は、次の各号に掲げる要件を満
たすものとする。

一 実施場所の敷地境界線からの水平距離が百
メートルの範囲内に居住する者（以下この項
において「周辺地域の住民」という。）に対
して実施すること。

二 申請者が、前項第三号に規定する項目につ

いて次のいずれかの方法により必要かつ適切な周知をすること。

イ 投函又は戸別訪問により書面を配布する方法

ロ インターネットを利用して周辺地域の住民の閲覧に供するとともに、主たるホームページアドレスを回覧板又は関係する地方公共団体の協力を得て当該地方公共団体の公報若しくは広報誌へ掲載する方法

三 事前周知措置の実施後に質問等の提出先を定めて、二週間以上の期間において質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して書面をもって誠実に回答すること。

4 第二項第七号の規定は、事前周知措置につい

て準用する。

(認定基準)

第五条 法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〜八の六 「略」

九 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のものについては、当該認定を受けた日（当該認定事業者が最初に認定を受けた日をいう。以下この項及び第十三条の二第一項において同じ。）から起算し

(認定基準)

第五条 法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〜八の六 「略」

九 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であつて、その出力が十キロワット以上のものについては、当該認定を受けた日（当該認定事業者が最初に認定を受けた日をいう。以下この項及び第十三条の二第一項において同じ。）から起算し

て三年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業に係る環境影響評価（以下この項において「環境影響評価」という。）を行つてゐる場合にあっては、五年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

九の二と十の二 「略」

て三年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業に係る環境影響評価（以下この項において「環境影響評価」という。）を行つてゐる場合にあっては、五年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

九の二と十の二 「略」

十の三 当該認定の申請に係る発電が風力発電設備（選定事業者が提出した再生可能エネルギー―海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係るものを除く。）を用いて行われるものであるときは、当該認定を受けた日から起算して四年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合にあつては、八年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこ

十の三 当該認定の申請に係る発電が風力発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「促進法」という。）第十三条第二項第十号に規定する選定事業者が提出した促進法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係るものを除く。）を用いて行われるものであるときは、当該認定を受けた日から起算して四年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合にあつては、八年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気

の限りでない。

十の三の二 当該認定の申請に係る発電が選定事業者が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係る風力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該選定事業者が、当該公募占用計画に記載した事業の実施時期の起算日までに当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更され

の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の三の二 当該認定の申請に係る発電が促進法第十三条第二項第十号に規定する選定事業者が提出した促進法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係る風力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該選定事業者が、当該公募占用計画に記載した事業の実施時期の起算日までに当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める

る調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の四く十五 「略」

2 法第九条第四項第三号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一く七の三 「略」

八 その他当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に発電を行い、適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であること。

九・十 「略」

3 「略」

方法で変更される調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の四く十五 「略」

2 法第九条第四項第三号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一く七の三 「略」

八 その他当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に発電を行う観点から適切な構造であること。

九・十 「略」

3 「略」

(内部積立金の積立ての要件)

第六条の二 法第九条第四項第八号の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 法第十五条の十二第四項の規定により解体等積立金を積み立てる場合と同じ時期又はそれよりも早期に当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用に充てるための金銭（第六号ロにおいて「解体等費用に充てるための金銭」という。）が積み立てられるものであること。

三〇五 「略」

(内部積立金の積立ての要件)

第六条の二 法第九条第四項第七号の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 法第十五条の六第四項の規定により解体等積立金を積み立てる場合と同じ時期又はそれよりも早期に当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用に充てるための金銭（第六号ロにおいて「解体等費用に充てるための金銭」という。）が積み立てられるものであること。

三〇五 「略」

六 第五条第一項第八号の二又は前五号に掲げる基準のいずれかを満たさなくなった場合は、次の事項に同意すること。

イ 第五条第一項第八号の二又は前五号に掲げる基準のいずれかを満たさなくなった時点以降は、法第十五条の十二第二項、第三項及び第四項の規定により解体等積立金を電力広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）に積み立てること。

ロ 「略」

（再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の公表）

六 第五条第一項第八号の二又は前五号に掲げる基準のいずれかを満たさなくなった場合は、次の事項に同意すること。

イ 第五条第一項第八号の二又は前五号に掲げる基準のいずれかを満たさなくなった時点以降は、法第十五条の六第二項、第三項及び第四項の規定により解体等積立金を電力広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）に積み立てること。

ロ 「略」

（再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の公表）

第七条 法第九条第六項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 〓六 「略」

七 説明会の開催又は事前周知措置の実施に関する事項

八 「略」

2 「略」

（重要な事項）

第八条の二 法第十条第一項の経済産業省令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

一 認定事業者の変更

二 認定事業者の密接関係者の変更

第七条 法第九条第六項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 〓六 「略」

「新設」

七 「略」

2 「略」

「新設」

三 認定発電設備の設置の場所の変更

四 認定発電設備の出力を、法第九条第四項の認定を受けた日又は説明会若しくは事前周知措置（複数回開催又は実施された場合にあつては、その開催又は実施の日が最も遅いもの。次号において同じ。）の日のうちいずれか遅い日から二十パーセント以上又は五十キロワット以上増加させる変更

五 認定発電設備が太陽光発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備に係る太陽電池の合計出力を、法第九条第四項の認定を受けた日又は説明会若しくは事前周知措置の日のうちいずれか遅い日から二十パーセント以

上又は五十キロワット以上増加させる変更

六 第四条の二の二に定める要件に新たに該当することとなる認定発電設備の変更（次号の場合を除く。）

七 第四条の二の三第一項第一号の場合に新たに該当することとなる認定発電設備の変更（変更後の認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業が第四条の二の二に定める要件に該当する場合に限る。）

（軽微な変更）

第九条 法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（認定発電設備

（軽微な変更）

第九条 法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（認定発電設備

に係る調達期間が終了するまでの間の変更に限る。）以外の変更とする。

一・一の二 「略」

一の三 認定事業者の密接関係者の変更

二〇十五 「略」

十五の二 認定発電設備が太陽光発電設備であ

って、法第十五条の十二第一項に規定する積

立対象区分等に該当する場合にあつては、解

体等積立金の積立方法の変更

十六〇十九 「略」

2 「略」

(再生可能エネルギー発電設備の増設等に係る

に係る調達期間が終了するまでの間の変更に限る。）以外の変更とする。

一・一の二 「略」

「新設」

二〇十五 「略」

十五の二 認定発電設備が太陽光発電設備であ

って、法第十五条の六第一項に規定する積立

対象区分等に該当する場合にあつては、解体

等積立金の積立方法の変更

十六〇十九 「略」

2 「略」

基準価格又は調達価格の適用の特例)

第十条の二 法第十条の二第一項の経済産業省令で定める増設等は、太陽光発電設備の太陽電池の合計出力を増加させるもの（当該設備の出力が十キロワット未満の場合又は当該設備の出力を増加させる場合を除く。）であつて、当該増加が三キロワット以上であるもの又は当該合計出力を三パーセント以上増加させるものとする。

2 法第十条の二第二項の経済産業省令で定める方法は、経済産業大臣が別に告示するところに より増設等に係る部分に適用する基準価格又は調達価格に当該部分に係る太陽電池の合計出力

〔新設〕

の値を乗じた額に、それ以外の部分に係る基準
価格又は調達価格に当該部分に係る太陽電池の
合計出力の値を乗じた額を加え、その加えて得
た額を増設等に係る部分及びそれ以外の部分に
係る太陽電池の合計出力の値で除す方法とす
る。

(再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとの
失効までの期間)

第十三条の二 法第十四条第二号の経済産業省令
で定める期間は、次のとおりとする。

- 一 認定計画に係る再生可能エネルギー発電事
業が太陽光発電設備を用いて行われるもので

(再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとの
失効までの期間)

第十三条の二 法第十四条第二号の経済産業省令
で定める期間は、次のとおりとする。

- 一 認定計画に係る再生可能エネルギー発電事
業が太陽光発電設備を用いて行われるもので

あるときは、次に掲げる期間

イ 「略」

ロ 出力が十キロワット以上のものであつて、認定を受けた日から起算して四年後の日（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業に係る環境影響評価（以下この項において「環境影響評価」という。）を行っている場合にあつては、六年後の日）までに、認定発電設備と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続するための工事の申込みの内容を

あるときは、次に掲げる期間

イ 「略」

ロ 出力が十キロワット以上のものであつて、認定を受けた日から起算して四年後の日（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価法（平成九年法律第八十号）第二条第四項に規定する対象事業に係る環境影響評価（以下この項において「環境影響評価」という。）を行っている場合にあつては、六年後の日）までに、認定発電設備と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続

記載した書面（当該認定発電設備について次条に掲げる要件を全て満たしており、当該書面を受領することにより一般送配電事業者等が自らの意思のみに基づいて当該電氣的な接続の予定日を決定することができ
る状態にあるものに限る。以下「系統連系
工事着工申込書」という。）を当該一般送
配電事業者等が受領していない場合 四年
（この場合において、当該認定の申請の際
現に当該認定の申請に係る再生可能エネル
ギー発電事業について環境影響評価を行っ
ている場合 六年）

するための工事の申込みの内容を記載した
書面（当該認定発電設備について次条に掲
げる要件を全て満たしており、当該書面を
受領することにより一般送配電事業者等が
自らの意思のみに基づいて当該電氣的な接
続の予定日を決定することができる状態に
あるものに限る。以下「系統連系工事着工
申込書」という。）を当該一般送配電事業
者等が受領していない場合 四年（この場
合において、当該認定の申請の際現に当該
認定の申請に係る再生可能エネルギー発電
事業について環境影響評価を行っている場
合 六年）

ハ・ニ 「略」

二 認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業が風力発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる期間

イ〜ハ 「略」

ニ 選定事業者が、再生可能エネルギー海域利用法第十七条第一項の認定を受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）に記載した海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日（ただし、認定公募占用計画に記載された再生可能エネルギー海域利用法第十四条第二項第一号に掲げる占用の区域と一体的に利用される港

ハ・ニ 「略」

二 認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業が風力発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる期間

イ〜ハ 「略」

ニ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「促進法」という。）第十三条第二項第十号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が、同法第十七条第一項の認定を受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）に記載した海洋再生可能エ

湾及びその利用時期が、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の許可を受けた者（同法第二条の四第一項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理をする者に限る。

）が利用する港湾及びその利用時期又は再生可能エネルギー海域利用法第十七条第一項の認定を受けた他の選定事業者が占用区域と一体的に利用する港湾及びその利用時期のいずれかと重複したときは、経済産業大臣及び国土交通大臣が認定公募占用計画に記載された海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日の調整を行った場

エネルギー発電事業の実施時期の起算日（ただし、認定公募占用計画に記載された同法第十四条第二項第一号に掲げる占用の区域と一体的に利用される港湾及びその利用時期が、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の許可を受けた者（同法第二条の四第一項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理をする者に限る。）が利用する港湾及びその利用時期又は促進法第十七条第一項の認定を受けた他の選定事業者が占用区域と一体的に利用する港湾及びその利用時期のいずれかと重複したときは、経済産業

合に限り、選定事業者が、同法第十八条第一項の規定に基づき変更の認定を受けた認定公募占用計画に記載した海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日とする。以下「事業実施時期起算日」という。

）から起算して一年後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領していない場合 認定を受けた日から事業実施時期起算日までの期間に一年を加えた期間

大臣及び国土交通大臣が認定公募占用計画に記載された海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日の調整を行った場合に限り、選定事業者が、同法第十八条第一項の規定に基づき変更の認定を受けた認定公募占用計画に記載した海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日とする。以下「事業実施時期起算日」という。

）から起算して一年後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領していない場合 認定を受けた日から事業実施時期起算日までの期間に一年を加えた期間

ホ・ヘ 「略」

三〽五 「略」

2・3 「略」

（交付金相当額積立金の積立方法）

第十三条の三の七 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約又は一時調達契約により電気事業者に供給する認定事業者が、法第十五条の六第三項の規定により、推進機関に積立てを行うときは、当該再生可能エネルギー電気の供給の対価の支払日において、法第十五条の七第二号の規定の額の金銭を交付金相当額積立金として当該電気の

ホ・ヘ 「略」

三〽五 「略」

2・3 「略」

〔新設〕

事業者に納付するものとする。

2 認定事業者が前項の規定により電気事業者に交付金相当額積立金を納付したときは、当該電気事業者は、当該認定事業者から供給された再生可能エネルギー電気に係る調整交付金の交付日において、当該交付金相当額積立金を推進機関に納付するものとする。

(交付金相当額積立金の額)

第十三条の三の八 法第十五条の七第一号の経済産業省令で定める方法は、供給促進交付金の額から、第一号に掲げる量に第二号に掲げる額を乗じて得た額を控除する方法とする。

〔新設〕

一 認定事業者が、認定発電設備を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量

二 第三条の五第四号の額

2 法第十五条の七第二号の経済産業省令で定める方法は、調整交付金の額のうち当該電気事業者が当該特定契約又は一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額から、第十三条の三の三第一号から第五号までに掲げる額（当該再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額に限る。）の合計額を控除する方法とする。

(交付金相当額積立金の取戻し)

第十三条の三の九 法第十五条の九の経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第十条の三の規定の違反について、その改善に必要な措置をとった場合

二 認定発電設備の解体等を完了し、その認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止した場合

三 法第十五条の十一第一項の規定による命令を受けた場合

四 その他認定事業者が交付金相当額積立金の

〔新設〕

取戻しを行うことが適切であると経済産業大臣が認めた場合

2|| 法第十五条の九の規定により経済産業大臣の確認を受けようとする者は、様式第七の二の二による申請書を推進機関に提出しなければなら
ない。

3|| 前項の申請書には、次に掲げる書類その他経済産業大臣が必要と認める書類を添付しなければなら
ない。

一|| 第一項第一号の場合にあつては、違反の改善に必要な措置をとつたことを証する書類

二|| 第一項第二号の場合にあつては、認定発電設備の解体等を完了したことについて経済産

業大臣の確認を受けたことを証する書類

(交付金相当額積立金の推進機関への帰属)

第十三条の三の十 法第十五条の十第一項の経済

産業省令で定める措置は、再生可能エネルギー

発電設備の除去その他の措置について、その全

部を講じたものとする。

(解体等積立金の積立期間)

第十三条の四 法第十五条の十二第二項の経済産

業省令で定める期間は、次に定める日から調達

期間が終了する日までの期間とする。

一・二 「略」

〔新設〕

(解体等積立金の積立期間)

第十三条の四 法第十五条の六第二項の経済産業

省令で定める期間は、次に定める日から調達期

間を終了する日までの期間とする。

一・二 「略」

(解体等積立金の積立方法)

第十三条の五 法第十五条の十二第四項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 「略」

(解体等積立金の額の算定期間)

第十三条の六 法第十五条の十三第一項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

2 法第十五条の十三第一項の解体等積立金の額の算定の基礎となる認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量は、前項で定め

(解体等積立金の積立方法)

第十三条の五 法第十五条の六第四項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 「略」

(解体等積立金の額の算定期間)

第十三条の六 法第十五条の七第一項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

2 法第十五条の七第一項の解体等積立金の額の算定の基礎となる認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量は、前項で定める

る期間ごとに、検針等が行われた日から次の検針等が行われた日の前日までの間に、認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量とする。

(解体等積立金の取戻し)

第十三条の七 法第十五条の十五の経済産業省令で定める場合及び当該場合において認定事業者等(同条に規定する認定事業者等をいう。)が取り戻すことができる解体等積立金の額は、次のとおりとする。

一 法第十五条の十八第一項の規定により積立

期間ごとに、検針等が行われた日から次の検針等が行われた日の前日までの間に、認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量とする。

(解体等積立金の取戻し)

第十三条の七 法第十五条の九の経済産業省令で定める場合及び当該場合において認定事業者等(同条に規定する認定事業者等をいう。)が取り戻すことができる解体等積立金の額は、次のとおりとする。

一 法第十五条の十二第一項の規定により積立

対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けた場合 推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額（当該経済産業大臣の確認の前にその一部の取戻しが行われた場合にあつては、その残額）

二 認定事業者等が法第十五条の十七の規定により内部積立金を積み立てている場合 推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額（当該経済産業大臣の確認の前にその一部の取戻しが行われた場合にあつては、その残額）

2 法第十五条の十五の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の三による

対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けた場合 推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額（当該経済産業大臣の確認の前にその一部の取戻しが行われた場合にあつては、その残額）

二 認定事業者等が法第十五条の十一の規定により内部積立金を積み立てている場合 推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額（当該経済産業大臣の確認の前にその一部の取戻しが行われた場合にあつては、その残額）

2 法第十五条の九の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の三による申

申請書を推進機関に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 「略」

三 第一項第二号の場合にあつては、法第十五条の十七の規定により内部積立金を積み立てていることを証する書面

四 「略」

4 法第十五条の十六の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の四による申請書を推進機関に提出しなければならない。

(認定の失効及び取消しに伴う措置)

申請書を推進機関に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 「略」

三 第一項第二号の場合にあつては、法第十五条の十一の規定により内部積立金を積み立てていることを証する書面

四 「略」

4 法第十五条の十の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の四による申請書を推進機関に提出しなければならない。

(認定の失効及び取消しに伴う措置)

第十三条の八 法第十五条の十八第一項の規定による再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについての確認を受けようとする者は、様式第七の五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 「略」

(積立金管理業務規程で定める事項)

第十三条の九 法第十五条の二十第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一六 「略」

2 推進機関は、法第十五条の二十第一項前段の規定により積立金管理業務規程の認可を受けよ

第十三条の八 法第十五条の十二第一項の規定による再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについての確認を受けようとする者は、様式第七の五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 「略」

(積立金管理業務規程で定める事項)

第十三条の九 法第十五条の十四第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一六 「略」

2 推進機関は、法第十五条の十四第一項前段の規定により積立金管理業務規程の認可を受けよ

うとするときは、様式第七の六による申請書に当該認可に係る積立金管理業務規程を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

3 推進機関は、法第十五条の二十第一項後段の規定により積立金管理業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第七の七による申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

(積立金管理業務に関する帳簿に係る事項)

第十三条の十 法第十五条の二十二の帳簿は、推進機関が備え付け、積立金管理業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

うとするときは、様式第七の六による申請書に当該認可に係る積立金管理業務規程を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

3 推進機関は、法第十五条の十四第一項後段の規定により積立金管理業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第七の七による申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

(積立金管理業務に関する帳簿に係る事項)

第十三条の十 法第十五条の十六の帳簿は、推進機関が備え付け、積立金管理業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

2
〔略〕

3 法第十五条の二十二の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇三 〔略〕

（法第五十二条の二第一項の経済産業省令で定める書類）

第三十六条 法第五十二条の二第一項の経済産業省令で定める書類は、法第十三条の規定による命令、法第十五条の規定による取消し又は法第十五条の六第一項若しくは法第十五条の十一第一項の規定による命令の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となつた事実を記載し

2
〔略〕

3 法第十五条の十六の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇三 〔略〕

〔新設〕

た書類とする。

備考 表中の「」は注記である。

様式第七の二の次に次の様式を加える。

様式第7の2の2（第13条の3の9関係）

交付金相当額積立金取戻申請書

広域的運営推進機関 殿

年 月 日

申請者 住所（〒 - ）
(注1)

氏名

(法人にあっては名称、代表者の役職・氏名)

電話番号（ ） -

設備ID（識別番号）
発電設備の名称

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の9の規定により、以下のとおり交付金相当額積立金の取戻しを申請します。

記

申請情報		備考
申請主体の性質	<input type="checkbox"/> 認定事業者 <input type="checkbox"/> 認定事業者であった者（以下「旧認定事業者」という。）	
取戻事由 (注2)	<input type="checkbox"/> 法第10条の3に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとった <input type="checkbox"/> 認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止した <input type="checkbox"/> 法第15条の11第1項の規定による返還命令を受けた <input type="checkbox"/> その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻しを行うことが適切であると経済産業大臣が認めた	
振込先口座	金融機関名	<input type="checkbox"/> 別紙あり
	本・支店名	
	口座種類	
	口座番号	
	口座名義	

	書類の種類	書 類 名	備 考
添付書類 (注3)	①印鑑証明書(注4)		
	②旧認定事業者であることを証する書面(注5)		
	③法第10条の3に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとったことを証する書面(注6)		
	④認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止したことを証する書面(注7)		
	⑤その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻しを行うことが適切であることを証する書面(注8)		
	⑥その他(注9)		

- (注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注2) 該当する取戻事由を選択すること。
- (注3) 選択した取戻事由に応じて、必要な書類を添付すること。
- (注4) 本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より3ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
- (注5) 旧認定事業者が申請する場合に添付すること。
- (注6) 取戻事由について、「法第10条の3に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとった」を選択した場合には、当該事由を証する書面を添付すること。
- (注7) 取戻事由について、「認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止した」を選択した場合には、当該事由を証する書面を添付すること。
- (注8) 取戻事由について、「その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻しを行うことが適切であると経済産業大臣が認めた」を選択した場合には、積立命令において示された取戻しの条件が満たされたことを証する書面その他の当該事由を証する書面を添付すること。
- (注9) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第三項の規定による落札者の落札に係る入札における再生可能エネルギー発電事業計画の提出の期限（同条第十項の規定に基づき入札の実施に関する業務を行う電気事業法（昭和三十九年法律第一百七十号）第二十八条の四に規定する広域的運営推進機関が定めるものをいう。）が到来する場合に該当する再生可能エネルギー発電事業計画に係る法第九条第一項の規定による認定の申請については、この省令による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第四条の二第二項第七号の三、第四条の二の二、第四条の二の三及び第五条第二項第八号（この省令による改正に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

2 法第九条第一項の規定による認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に新規則第四条の二第二項第七号の二イからホまでに掲げる許可等の処分のうちいずれかを必要とする場合であつて、この省令の施行の日前に当該許可等の処分の申請をしたときは、当該認定の申請について、新規則第四条の二の三第二項第七号イ(1)の規定は適用しない。

3 法第九条第一項の規定による認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合であつて、この省令の施行の日前に、同法第三条の三第一項の計画段階環境配慮書を作成したときは、当該認定の申請について、新規則第四条の二の三第二項第七号ロ(1)の規定は適用しない。

4 法第九条第一項の規定による認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について条例に基づく環境影響評価の対象となる場合であつて、この省令の施行の日前に、当該条例に基づき、環境影響評価法第三条の三第一項の計画段階環境配慮書の作成に準ずる手続をしたときは、当該認定の申請に係る新規則第四条の二の三第二項第七号ハの規定の適用については、同号ハ中「ロ(1)から(3)まで」とあるのは、「ロ(2)及び(3)」とする。